

美里町広告事業仕様書兼広告掲載募集要項

1. 仕様の部

広告媒体の概要	町の広報紙(令和4年度)
名 称	広報みさと
内 容	町政及び町内行事等の情報
広告媒体の素材	紙
部数・枚数・箇所	毎月約9,600部
掲載期間	令和4年5月号～令和5年4月号(計12回)
広告掲載料	掲載1回につき、裏表紙7,000円(2色刷り)・その他のページ6,000円(2色刷り)
広告対象	美里町内9,243世帯(令和4年1月1日現在)
掲載開始日(発行日)	毎月1日
担当課	美里町役場総務課秘書室 広報広聴係(電話0229-33-2112)

掲載可能な広告の規格

サイズ(縦:横)	縦(mm)	50	横(mm)	80
----------	-------	----	-------	----

2. 申込みについて

申込方法	美里町広告掲載申込書兼誓約書(別紙)に必要事項を記入し、広告(案)を添付の上、持参又は郵送
申込締切	掲載希望月の前々月の15日まで ただし、令和4年5月号に掲載希望の場合は、令和4年2月25日(金)まで

3. 主な広告内容の基準(掲載しないもの)

広告内容の基準	1. 町の広告媒体の公共性及びその品位を損なうおそれがあると認められるもの 2. 法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの 3. 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの 4. 政治活動及び宗教活動に係るものと認められるもの 5. 意見広告又は個人の宣伝に係るものと認められるもの 6. 広告媒体の美観を害するものと認められるもの 7. 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあると認められるもの 8. あたかも町と共同で活動している等の誤解を与えるおそれがあると認められるもの 9. 客観的に見て明らかに信用度の低いと思われるもの 10. その他「美里町広告掲載基準」に定めるもの
---------	--

4. 広告掲載原稿の提出

提出期限	発行日の3週間前
提出方法	電子データ(Eメール又は保存媒体に保存したものを持参)
提出先	美里町役場総務課秘書室 広報広聴係

5. 問い合わせ先

美里町役場総務課秘書室 広報広聴係
 〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地
 TEL:0229-33-2112 FAX:0229-33-2159 E-mail:hisyo@town.misato.miyagi.jp